別表六(十九)付表の表中

雇用者給与等支給額 (別表六(十九)「1」)	雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)「1」)
当期の終了の日における雇用者数 (別表六(十六)付表「1の①」)	当期の終了の日における雇用者数 (別表六(十九)付表「1の①」)
控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六(十六)「10」)	控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六(十九)「8」)
控除対象地方事業所基準雇用者数 (別表六(十六)「18」)	控除対象地方事業所基準雇用者数 (別表六(十九)「16」)

を

雇用者給与等支給額 (調整年度の別表六(二十三)「1」)	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六(十九)付表「1の①」)

に、

雇用者給与等支給額 (調整年度の別表六(十九)「1」)	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六(十六)付表「1の①」)

を

雇用者給与等支給額 (調整年度の別表六(二十三)「1」)	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六(十九)付表「1の①」)

に、

控除対象地方事業所基準雇用者数 (調整年度の別表六(十六)「18」)

を

控除対象地方事業所基準雇用者数 (調整年度の別表六(十九)「16」)

に改め、同表の記載要領第1号中「第42条の12の4第1項」を「第42条の12の5第1項」に改め、同第11号中「第42条の12の4第1項」を「第42条の12の5第1項」に、「別表六の二(十六)付表」を「別表六の二(二十)付表」に改め、同第13号中「「雇用者給与等支給額(調整年度の別表六(十九)「1」)⑼」」を「「雇用者給与等支給額(調整年度の別表六(二十三)「1」)⑼」」に、「別表六(十九)「1」の」を「別表六(二十三)「1」の」に改め、同第四号中「第42条の12の4第1項」を「第42条の12の5第1項」に、「第68条の15の5第1項」を「第68条の15の6第1項」に、「第27条の12の4第3項」を「第27条の12の5第3項」に、「「雇用者給与等支給額(調整年度の別表六(十九)「1」)⑼」」を「「雇用者給与等支給額(調整年度の別表六(二十三)「1」)⑼」」に、「別表六(十九)「5」」を「別表六(二十三)「5」」に改め、同第五号中「別表六(十六)」を「別表六(十九)」に、「第42条の12第5項第6号」を「第42条の12第5項第5号」に改め、同表を別表六(十三)付表とする。

別表六(十九)を削る。

別表六(十八)の表中

当期税額基準額 ⑿×20/100

を

当期税額基準額 ⑿×20/100－(別表六(十二)「14」＋「20」)

に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)

を

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の㉑」)

に、

差引当期税額基準額残額 ⒀－⒁

を

差引当期税額基準額残額 ⒀－⒁－(別表六(十二)「25」)－(別表六(二十二)「15」)

に、

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の㉑」)

を

調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の⑳」)

に改め、同表の記載要領第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の3第3項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号中「当該」を「その」に改め、同第13号中「別表六(二十三)「7」又は別表六(二十三)付表「2」」を「別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」」に改め、同表を別表六(十)とし、同表の次に次の1表を加える。